

平成30年3月16日

商工農林水産委員会資料

商工労働部

[報告事項]

目 次

- 1 企業立地に係る助成金の要件の見直しについて…………… 1頁

1 企業立地に係る助成金の要件の見直しについて

[工業政策課]

1 目的

富山県は、企業の重要課題である人材確保の支援と企業誘致の推進を図るため、富山県企業立地助成金の要件の見直しを行う予定としていることから、本市の企業立地に係る助成金の要件も同様に見直しするもの。

2 要件を見直しする助成金

(1) 用地・建物・設備取得助成金

- ① 助成金の内容 工場等の新設等に係る経費の10%を市が助成した後、県が1/2を市へ補助する。

雇用要件：新規立地 新規雇用20名以上
：増 設 新規雇用30名以上

- ② 変 更 案 企業の雇用環境が厳しく、人材を県内のみで確保することが困難となっており、県外からの人材確保に取り組む企業を支援するため、新規雇用者の算定方法を見直す。

新規立地の場合：1.5倍
例 県外からの転入者2名→3名とみなす
増設の場合：2.0倍
例 県外からの転入者2名→4名とみなす

(2) 本社機能等立地促進助成金

- ① 助成金の内容 県外からの本社機能等の移転に係る経費の10%を市が助成した後、県が1/2を市へ補助する。

雇用要件：新規雇用5名以上

- ② 変 更 案 平成30年度税制改正において、地方拠点強化税制の認定要件（従業者数の増加要件）が緩和されたことに併せて、次のとおり雇用要件を見直す。

新規雇用5名以上 → 中小企業 2名以上（緩和）
大企業 5名以上（変更なし）

3 施行日

平成30年4月1日